

平成29年3月28日

国土交通省 三重河川国道事務所
三重県 伊勢建設事務所

「大湊川北側流路船舶係留施設」 4月1日から管理を開始します。

- 概要

勢田川や大湊川等に放置又は不法に係留している船舶を收容し、適正な管理運営を行うことにより、良好な係留環境を実現することを目的として、船舶係留施設の占用許可に向け準備を進めてまいりました。
このたび、3月23日付けで河川法及び港湾法に基づく許可書を交付し、4月1日から管理を開始しますのでお知らせします。
- 施設名

大湊川北側流路船舶係留施設(下記図面参照)
- 施設管理者

伊勢湾漁業協同組合 代表理事組合長 杉田 英男
主たる事務所 三重県伊勢市有滝町2021番地
電話番号 0596-37-2175



当該係留施設の様子(平成29年3月撮影)

【参考】 占用許可に至るまでの経緯

H28.11.21	第11回勢田川等水面利用対策協議会で占用許可申請者として伊勢湾漁業協同組合を決定。
H29.3.7	伊勢湾漁業協同組合より河川法及び港湾法に基づく占用許可申請。
H29.3.23	占用許可。(管理開始 H29.4.1)